## 茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業、居宅介護支援についてのQ&A (「茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業説明会(平成30年3月28日開催)」質問票より)

サービス種類	質問内容	回答
総合事業	厚労省のガイドラインを見る限り、どう考えてもH29.3.31までのサービス利用者については、老計10号ではなく、適切なケアマネジメントに基づいて国基準とAの判断を行うと読み取れる。過去の説明では、適切なケアマネジメントの結果必要と認められれば、その他の要件は国基準利用に必要ないとしていたはず。内容が食い違っている。	茅ヶ崎市としても、適切なケアマネジメントに基づき、国基準型サービスとサービスAのどちらを利用するのか判断する必要があると考えます。老計10号は国基準サービスなのかサービスAなのかを判断するにあたり重要な通知ではあるものの、これだけで全てを判断できるとは考えていません。老計10号を参考にしつつ、適切なケアマネジメントに基づき判断する必要があります。
総合事業	第1号事業について、請求の考え方を明示してほしい。	第1号事業の請求の考え方について、上限回数までは 出来高報酬、上限回数を超える場合は包括報酬となります。 ケアプランに位置づける利用回数によって報酬区分を 決定して下さい。
居宅介護支援	指定事業所の届出内容について、県に届け出ている内容が、茅ヶ崎市にも登録されている、とみなしてよいか。	お見込のとおりです。
居宅介護支援	指定事業所の届出内容について、提供地域 として届け出てある他市町村それぞれに、既 に登録されていると考えてよいか。	県に届出ている内容が茅ヶ崎市へ引き継がれます。平成30年4月1日以降、届出内容に変更があった場合は、事業所所在地の保険者である茅ヶ崎市に届出をすることとなります。事業所所在地以外の市町村に届出をする必要はありません。
居宅介護支援	指定事業所の届出内容について、県への届 出内容を変更する場合のみ、変更届を出すと 考えてよいか。	お見込のとおりです。
居宅介護支援	指定事業所の届出内容について、更新時期 は、県での更新時期をそのまま引き継ぐ、と考 えてよいか。	お見込のとおりです。更新時期に変更はありません。今 後更新の際は、茅ヶ崎市に更新手続きをしていただくこと になります。
居宅介護支援	現在県に特定事業所加算を算定している。4 月以降も算定要件を満たしているが、改めて 特定事業所加算の届けをしなければいけない のか。	既に県に届出をしていれば、改めて茅ヶ崎市に届出をする必要はありません。平成30年4月以降、届出内容に変更がある場合や新規で加算等を算定する場合の届出先は、茅ヶ崎市(事業所所在地の保険者)です。